**令和元年度第２回障害のある人もない人も安心して暮らせる**

**高知県づくり条例（仮称）検討委員会の概要**

**１ 日 時** 令和元年９月９日（月）１４時００分から１６時００分

**２ 場 所** 高知城ホール　２階　小会議室

**３ 検討内容**

**（１）障害者差別解消法に係る条例と手話言語条例の関係について**

主な意見

* 障害者差別解消法に係る条例の場合は、合理的配慮として情報保障の内容が強く出ている。手話言語条例の場合は、聞こえない人が手話を獲得する機会、聞こえない子供の家族が手話を学び覚える機会などが必要になってくる。障害者差別解消法に係る条例のほうに、そういった学ぶ機会などの内容を盛り込むことは難しい。
* 知的・発達障害のある人のコミュニケーションツールも時代と共に変わってきている。知的・発達障害のある人のツールは手話ほどまだ確立されてはいないが、手話に限らず知的・発達障害のある人のコミュニケーションツールについても同じように条例に盛り込んでほしい。
* 第１回目の検討委員会での確認事項とは異なるが、情報保障については今回検討している条例に盛り込み、手話言語条例に関わる部分は別立てに制定するという方向で議論を進めていくこととしたい。
* ただし、例えば「意思疎通支援者の養成等」などを合理的配慮の重要な内容として情報保障のなかに残しておく等、今回検討する条例の情報保障の内容が、手話言語条例と一部重なる可能性はある。

今後の方向性

* 手話言語条例については別に検討をするものとし、今回検討を進めている条例には情報保障の内容を含めるものとする。

**（２）事業者の合理的配慮の提供の義務化について**

主な意見

* 事務局から提案のあった紛争解決のスキームにおいて、相談員および調整委委員会が始めから上手く機能するとは思えない。はじめは「努力義務」としておき、相談員や調整委員会が事例を経験しながら、体制を強化していくなかで、段階を踏んで「義務」に引き上げるという方法もあるのではないか。
* 合理的配慮は誰にとっても義務だとした方が、主語が行政なのか事業者なのか考えずに、合理的配慮の内容のみ考えれば良いので、義務の方が相談員に取っても取扱いが簡単ではないか。
* 義務でも努力義務でも、事業者にとっては「過重な負担である場合は」行わなくても良いという免罪符があるので、努力義務にすれば免罪符が多くなって実利性が失われるのではないか。
* 義務にされる事業者側の意見を聞かずに義務化するというのは民主主義の観点からもおかしい。事業者側から意見を聞く場を持つべきではないか。
* 義務化するのであれば、かなり丁寧な議論を重ねて課題を整理をしなければ、事務局の対外的な説明が難しくなってしまう。課題整理のために、義務化したことによって各分野で想定される検討課題を各委員が次回持ち寄ることとしたい。

第３回検討委員会に向けた事務局作業

* 事務局が、事業者の合理的配慮の提供を義務としている都道府県が条例制定までに事業者等に対してどのような対応を行ったのか、また条例施行後にどう対応したのか調査し、次回状況をお示しする。
* 国が障害者差別解消法を制定する際にも、合理的配慮の提供について様々な議論があったはずなので、その議論について整理し、次回お示しする。